

第1期千葉市障害福祉計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果

＜意見の概要及び市の対応状況＞

1 計画に反映したもの

No	該当箇所			意見の概要	市の考え方	件数
	章	タイトル	頁			
1	第1章	2 計画の位置づけ・他計画との関係	2,3	他計画との連携や項目との関連を整理することが必要	「千葉市障害者計画の概要」を追記し、障害者計画との関連を示します。	1
2	第3章	1 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の提供	7	(1)指定障害福祉サービス「ウ 居住系サービス」の文中、 「入所が困難となる者の見込み数」の算出方法を本文に書き込んで欲しい。	障害程度区分ではなく地域生活への移行が可能となる者を反映することとし、「本計画では、…障害程度区分により施設への入所が困難となる者の見込み数、…、その確保のための施策を展開します。」を、「本計画では、…現施設利用者のうち地域生活へ移行が可能と思われる者の見込み数、…、その確保のための施策を展開します。」と修正します。	1
3	第4章	1 市民参加と協働	20	地域一般の市民の関わり方を明確にすることが必要	「障害者の地域移行や就労支援を進めるためには、… 協働して施策を推進します。」に、「また、地域福祉計画における地域の様々な活動を通じて、地域住民の誰もが障害や障害者を正しく理解し、支援・協力する環境づくりを目指します。」を追記します。	1
3				精神障害者の理解促進のため、啓蒙活動を地道に行うことが必要。		1
4	第4章	3 進行管理と事業評価	20	計画の進行管理には、行政関係者だけでなく、身体・知的・精神障害者等の団体・親の会等も議論にいられて欲しい。	ご意見を踏まえ、「見込み量の達成状況について、定量的な評価を行います。」を、「見込み量の達成状況について、障害者施策推進協議会へ報告し、点検・評価を行います」と修正します。	1
5				事業評価は、他地域との比較等、定期的な広報をお願いしたい。		1
6	計画の全体について		20	基礎データをできるだけ公表して欲しい。	資料編に「障害福祉サービスの利用状況等」を記載します。	1
合計						7

2 計画へ対応済又は実施にあたり配慮するもの

No	該当箇所			意見の概要	市の考え方	件数
	章	タイトル	頁			
1	第1章	3 計画の期間及び見直しの時期	3	計画の見直しが20年度末に行うのでは、あまりに期間が長すぎないか。	計画の期間及び見直しの時期については、国の基本指針に即しています。	1
2	第2章	2 施策展開の方向性	4	将来の社会情勢に備え、現段階からホームヘルプサービスを拡充するべきである。	第3章1(1)③サービスの種類と見込量で、必要なサービス量を見込んでいます。	1
3			5	一般住宅への入居を国、行政が支援し、大家、オーナーへの障害者理解を深める対策をとるべきである。	「(3)地域における暮らしの場の確保」で支援のあり方を検討することとしています。	1
4			5	グループホームやケアホーム、生活ホームなどの支援施設の整備と支援策が必要である。	「(3)地域における暮らしの場の確保」で整備を促進することとしており、支援策としては、開設準備費や運営費、世話人代替費を助成しているほか、入居者へは家賃助成を行っています。	3
5			5	一般就労後のサポートは必要不可欠であり、支援・相談する人を増やしてほしい。	「千葉市障害者計画」で企業内ジョブコーチの育成を行うこととしているほか、本計画では、「(4)就労支援の強化」で職場環境の改善を図ることを明記しています。	2
6		3 平成23年度までに達成すべき目標	5	一般企業への雇用の場の拡大には、努力目標として「従業員50人以上の企業では1割以上の障害者を雇うという雇用システムを確立させる」という文言を計画の中に明記するべきである。	障害者雇用率については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の中で規定されています。	1
7			5	精神障害者について市独自の実態把握をお願いしたい。	第2期障害福祉計画策定過程で検討します。	1
8			6	一般就労への移行促進目標について目標値44人は妥当なのか。また、その根拠を示して欲しい。	国の基本指針や県の障害福祉計画に即した目標値としています。	2
9		第3章	1 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の提供	8	障害者の理解を広めるための方策を明記すべきである。	「千葉市障害者計画」の「6 啓発・広報」に明記されています。
10	8			グループホーム、ケアホームでは身体障害者は生活できるのか。	身体障害者の居住の場については、現在国において検討しており、その動向を見極めます。	1
11	11			計画では、自宅で生活している者の地域移行は考えていないように思う。	第3章1(1)③サービスの種類と見込み量の居宅生活支援には、自宅で生活している方も考慮しています。	1
12	13			指定相談支援事業者、保健福祉センターとの有機的な連携について、具体的な方法、役割分担、内容、場の設定等が不明確である。	第3章1(2)指定相談支援に記した地域自立支援協議会が中心となり、関係機関との連携を図ります。	1
13	13			指定相談支援事業者は、中学校学区に1か所配置するなど、増やして欲しい。	指定相談支援事業者は、単身で自ら適切なサービス調整が困難な障害者へのサービス利用計画の提供などを行うものであり、今後の利用状況を見極めて参ります。	2
14	2 地域生活支援事業の提供		13	発達障害者支援センターを千葉市独自に設置するのではなく、現在ある県の支援センターを県と市で共同運営し、職員や施設を拡充し、より利用しやすくして欲しい。	発達障害者支援センターは政令指定都市の必須事業であることや県の同センターの負担軽減を図ることなどから市で設置するものです。なお、運営方法については、親の会が入った支援体制整備検討委員会で検討していきます。	1
15			15	親が毎日行っている送迎を変わってできる送迎サービスを考えて欲しい。	移動支援事業における検討課題とします。	1
16			16	就労している軽度の障害者にも相談支援をする事業者を増やして欲しい。	相談支援事業者の更なる充実については、実態調査を踏まえ、第2期障害福祉計画の策定過程で検討します。	1
17	計画の全体について			全体として障害児について触れられていない。	本計画では、訪問系サービスや児童デイサービス、短期入所等は障害児も対象となっていますが、障害児の施設サービスは対象となっていません。なお、平成21年度までには、国で障害児施設の制度見直しが行われることから、第2期障害福祉計画策定過程で引き続き検討します。	1
合 計						22

3 その他

その他の施策・事業の在り方などに関する意見につきましては、今後の施策検討において参考とさせていただくとともに、可能なものは事業実施の中で取り組んでまいります。

No	意見の概要	件数
1	日中活動はいつもの場所に通りながらも、夜間だけ宿泊訓練ができる仕組みを千葉市独自の事業として新たに作ってほしい。	1
2	自宅で生活している者の緊急時の短期入所の他に、夜の部のみの預かりを市単独で事業所に委託してほしい。	1
3	障害程度区分の判定に用いている調査項目は、精神障害者の判定に関し、項目数・内容ともに脆弱であるので、当事者(精神障害者)も参画したうえで、項目の見直しが必要である。	1
4	障害程度区分(≒1か月あたりのヘルパーの派遣時間)を決定する第2次審査会(千葉市障害者介護給付判定審査会)の構成員に当事者(精神障害者)を加えてほしい。	1
5	相談支援事業とピアサポートセンターとの連携を図るべき。	1
6	一般就労者を考慮し、相談支援の窓口は午後9時まで拡大すべきである。	1
7	それぞれの障害性を考慮し、的確に判定が行えるように程度区分の見直しを希望する。	1
8	障害程度区分による機械的な振り分けを避け、障害者本人の状況及び地域の福祉サービスの状況を考慮した柔軟かつ現実的なサービスの提供を行ってほしい。	1
9	家賃補助や重度加算の継続と追加をお願いしたい。	1
10	障害者自立支援法により、施設入所者は補助金カットを恐れ、体調が悪くとも休めない状況が生まれている。せめて病休に対しての補助金カットはやめてほしい。休みがちな身体障害者が自ら退所を選択することがないように、日割りの補助カットは中止してほしい。	1
11	ワークホームの指導員が、少人数で孤立しないように、指導員(支援者)の横のつながりや、相談場所、そのネットワーク作りを考えてほしい。	1
12	一般企業以外でもジョブコーチを置いてほしい。また制度をもっと広めてほしい。	1
13	3障害の中で精神障害者だけまだ実態がつかめていないため、精神障害者(入院患者及び通院患者)の実態調査についてのアンケート実施と、その統計結果を一般公開してほしい。	1
14	施設入所を希望する者がその障害程度区分によって入所を断念せざるを得ないことがないように、経済的援助も含めて考慮してほしい。また、入所を保障してほしい。	7
15	大勢の人が乗った施設の送迎バスが苦手な者等、様々なパターンが想定できることを考慮し、送迎を個別給付してほしい。	2
16	今ある施設を生かさずして、地域の街中に新しくミニ施設を作り、財政は大丈夫なのか。	1
17	働きたくても働く場所がない。そのため、よりきめ細やかな就労の支援策をつくってほしい。	1
18	複数のメンバーによるグループ就労を支援してほしい。	1
19	市営住宅での障害者用の入浴・トイレの設備だけを取っても、障害者の実情に合った住宅環境とは言えないので、基本理念の「安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会を創る」に疑問を感じる。	1
20	一般の人が障害者を理解し、支援するために、学校における障害者理解の教育は重要である。また、障害児を普通学級と一緒に勉強・交流・協力するシステムが大切である。	1
21	作業所等で作製した障害者の作品を販売する場合は、市内で2か所しかないというので、「障害者の作業所で作った製品を販売する場所(店)を現在の2か所から、30から40か所に増やす」と計画中に明記するべきである。	1
22	新たに障害者専用の公営住宅の設置が必要である。	1
23	グループホームの入居者が増えた場合、市営住宅・県営住宅、公団への入居を優先してほしい。	1
24	障害によっては自立できない立場の者もいる。すべての障害者の自立と社会参加の実現は難しい。	2
25	児童デイサービスについて、その確保策で「必要なサービス量は概ね確保されています」とされており、障害児に対する福祉は全く関係がないような記述だが、市の母子分離の通園施設は1か所であり、待機児が多く、狭き門である。	1
	合 計	33